

科 発 0331 第 10 号
医 政 発 0331 第 100 号
健 生 発 0331 第 52 号
感 発 0331 第 20 号
医 薬 発 0331 第 60 号
社 援 発 0331 第 69 号
障 発 0331 第 27 号
老 発 0331 第 13 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長
医 政 局 長
健康・生活衛生局長
健康・生活衛生局感染症対策部長
医 薬 局 長
社会・援護局長
社会・援護局障害保健福祉部長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について

大規模災害時の被災者に対する保健医療福祉活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備がなされ、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要とされたこと等を踏まえ、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部が設置されてきたところである。

こうした中で、令和6年1月1日に令和6年能登半島地震が発災し、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループにより取りまとめられた「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」(令和6年11月、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ)において、あらためて保健・医療・福祉支援の体制・連携強化について指摘がなされたところである。

また、災害時における保健・医療・福祉に関する個別システム及び新総合防災情報システム(SOBO-WEB)と情報連携することにより、医療施設、社会福祉施設等の被害状況等の情報、避難所の状況、保健所の稼働状況など保健・医療・福祉に関する情報の集約・可視化等を行い、保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定等を支援するため、令和6年度より災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)の運用を開始したところである。

については、各都道府県における大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にするとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府(防災担当)と調整済みであることを申し添える。

また、本通知の施行に伴い「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日付け科発0722第2号・医政発0722号1号・健発0722第1号・薬生発0722第1号・社援発0722第1号・老発0722第1号厚生労働省大臣官房厚生科学課長・医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長・社会・援護局長・老健局長連名通知)は廃止する。

記

1. 保健医療福祉調整本部の設置等について

(1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下単に「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置するとともに、関係者への周知を図ること。なお、当該保健医療福祉調整本部の設置については、当該保健医療福祉調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療福祉調整本部の機能を持たせても差し支えないこと。また、被災都道府県に保健医療福祉調整本部が設置された際に、必要に応じて被災地域を所管する保健所に保健医療福祉調整地域本部を設置すること。

保健医療福祉調整本部においては、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報連携、保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うこと。

なお、保健医療福祉調整本部におけるフェーズ別の指揮調整業務について、別添1において整理しているため、留意すること。ただし、災害の種別や規模によって活動項目や活動が実施される時期が異なることに留意すること。

(2) 組織

① 構成員

保健医療福祉調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、薬務主管課、精神保健主管課、民生主管課（「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「平成30年社会・援護局長通知」という。）に記載する災害福祉支援ネットワークを所管する部署。）等の関係課及び保健所の職員、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療福祉調整本部には、本部長を置き、保健医療福祉を主管する部局長、その他の者のうちから、都道府県知事が指名するとともに、本部長を補佐するため統括DHEAT等を配置すること。加えて、保健医療福祉調整本部に係る運営を担当する事務局を定めておくことが望ましいこと。

② 連絡窓口の設置

保健医療福祉調整本部は、保健所・DHEAT、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健医療福祉活動チーム（災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、全日本医療支援班（AMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、薬剤師チーム、災害支援ナース等の看護師チーム（被災都道府県以外の都道府県、市町村、日本看護協会等の関係団体や医療機関から派遣された看護職員を含む）、保健師等チーム、管理栄養士チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、災害時感染症制御支援チーム（DICT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）、その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム（被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。）をいう。以下同じ。）、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関（以下「関係機関」という。）及び災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療福祉調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口配置するよう求めることが望ましいこと。

③ 本部機能等の強化

保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等に基づき、DHEAT等の保健医療福祉調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。なお、災害規模に応じて厚生労働省が必要性を判断した場合には、DHEAT先遣隊が派遣されるので、保健医療福祉調整本部の設置及び運営等に活用すること。

また、保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、都道府県対策本部と緊密な情報連携を行う。また、厚生労働省災害対策本部（厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあっては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。）と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療福祉活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

2. 保健医療福祉活動の実施について

(1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整

① 保健医療福祉調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療福祉活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。また、保健医療福祉活動チームの派遣に当たっては、各チームの派遣先や活動内容等を都道府県防災部局（以下「防災部局」という。）を含む関係部局間で共有すること。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないように、保健所を経由せず、被災病院、被災施設及び被災市町村等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡及び派遣の調整について、臨機応変かつ柔軟に実施すること。

② 保健所は、①によって派遣された保健医療福祉活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療福祉活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療福祉活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。

③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、①及び②の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災地の保健医療福祉ニーズの変化を踏まえることに留意すること。

④ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、保健医療福祉活動チームに対し、当該保健医療福祉活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療福祉調整本部及び保健所に登録し、保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。

(2) 保健医療福祉活動に関する情報連携

① 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、適宜、当該保健医療福祉活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療福祉ニーズ等を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点に留意すること。

ア 活動中の報告においては、特に、課題が継続している場合、当該保健医療福祉活動チームが活動期間中に対応することができていない保健医療福祉ニーズについて報告するよう求めること。

イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療福祉活動チームの保健医療福祉活動を他の保健医療福祉活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報（特に、継続している課題及び当該保健医療福祉活動チームが活動期間中に対応することができなかった保健医療福祉ニーズを含む）を報告するよう求めること。

- ② 保健医療福祉調整本部及び保健所は、当該保健医療福祉調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行う保健医療福祉活動チームに対し、避難所等での保健医療福祉活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。

この場合において、医療、保健、福祉分野の横断的な情報連携に当たっては、「令和元年度医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループにおける議論の取りまとめについて（情報提供）」（令和2年5月7日厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室事務連絡）を踏まえ、各分野の関係者が共通で把握しなければならない事項について、被災者及び避難所に関するアセスメント調査票（別添2及び3）を参考にすることが望ましいこと。また、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録2018報告書」（平成30年11月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会）及びその様式（別添4）を、避難所の状況等に関する記録の様式については「災害時の保健活動推進マニュアル」（令和元年、日本公衆衛生協会・全国保健師長会）及びその様式（別添5）を参考とすることが望ましいこと。

※別添2及び3並びに別添5について、今後更新する可能性があるところ、厚生労働省ホームページにおいて、常に最新の資料を掲載することから、使用に際しては、同ホームページの確認をお願いする。

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055967.html>

- ③ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し、保健医療福祉活動チームに対し、活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療福祉活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療福祉活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。

災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用にあたっては、「災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）」の活用について（周知）」（令和7年3月25日内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官室、厚生労働省大臣官房厚生科学課災害等危機管理対策室事務連絡）において、運用要領をお示ししているので参照されたい。

- ④ 保健所は、市町村に対し、保健医療福祉活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療福祉ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、保健医療福祉活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。

⑤ 保健医療福祉調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療福祉ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。なお、保健医療福祉に係る各分野における情報連携の手段としては、

ア 平成 24 年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班（医療チーム）等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議

イ 平成 30 年社会・援護局長通知に基づき、都道府県の災害福祉支援ネットワーク主管部局、保健医療部局、都道府県社会福祉協議会及び社会福祉施設等関係団体等により構成され、平時における災害福祉支援ネットワークの活動内容の検討及び災害時の情報共有等を行う災害福祉支援ネットワーク会議

等が考えられる。

(3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析

① 保健所は、今後実施すべき災害時の保健医療福祉活動を把握するため、市町村と連携して、(2)により収集した保健医療福祉活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療福祉ニーズ等の整理及び分析を行うこと。

② 保健医療福祉調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療福祉活動の総合調整に活用すること。

3. 保健医療福祉活動における平時からの連携・体制強化の取組について

(1) 例えば、下記のような活動は、基本的には災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく災害救助費の対象となるので、保健医療福祉活動チームの活動として想定される活動内容やその費用負担の考え方について防災部局等の関係部局間で平時から相談しておくこと。なお、災害救助法の改正により、本取扱が変更される可能性もあるため、防災部局と平時より連携を図ること。

- ・ 災害派遣医療チーム（DMAT）による医療の実施等
- ・ 災害派遣福祉チーム（DWAT）による相談支援等
- ・ 避難所における保健医療福祉活動チームの活動

(2) 都道府県及び保健所は、大規模災害時に保健医療福祉調整本部において、迅速・円滑に保健医療福祉活動の総合調整を行うことができるよう、平時より保健医療福祉活動チーム等との合同訓練、研修、会議の開催等により連携体制を構築し、災害対応の共通認識の醸成を図るために取組むこと。

(3) 都道府県は、大規模災害時において、保健医療福祉調整本部及び保健所による保健医療福祉活動の総合調整等を円滑に実施するため、災害時保健医

療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムにより、情報の連携、整理、分析等を実施できる体制の整備に努めること。

<参考>

○保健医療福祉活動チーム等の活動要領等

- ・「災害時健康危機管理支援チーム活動要領の改正（DHEAT 先遣隊派遣事業の実施）について」令和6年10月24日健生健発1024第2号 厚生労働省健康・生活衛生局健康課長通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001354302.pdf>

- ・災害時の保健師等広域応援派遣調整要領

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>

- ・「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」平成31年2月8日付け医政地発0208第2号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000503265.pdf>

- ・「災害薬事コーディネーター活動要領」について」令和7年3月10日付け医薬総発0310第2号 厚生労働省医薬局総務課長通知

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/saigai.html

- ・災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）

<https://www.d24h.mhlw.go.jp/>

○関連通知・ガイドライン等

- ・災害時の福祉支援体制の整備について

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000209712.pdf>

- ・大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン

http://www.jpha.or.jp/sub/pdf/menu04_2_h30_02_13.pdf